

福祉サービス利用支援事業

1. 生活福祉資金貸付事業

群馬県社会福祉協議会より委託を受け、生活福祉資金の相談・貸付を行いました。

(1) 相 談 件 数 230件(再来を含む)*小口生活福祉資金相談含む
 231件(フードバンク支援による特例貸付相談)

(2) 貸付申請件数・貸付申請金額

生活福祉資金	7件(緊急小口資金)	453,000 円
	2件(福祉資金)	225,000 円
	6件(教育支援資金)	2,890,000 円
	1件(総合支援資金)	258,000 円

2. 小口生活資金貸付事業

低所得世帯が不測の状態により、緊急に資金が必要な場合に貸付を行いました。また滞納している借入者、連帯保証人に対し督促状を送付、訪問による償還指導を実施しました。

(1)貸付件数	0件
(2)貸付金額	0円

3. 心配ごと相談事業

高齢者をはじめとした市民の日常生活上のあらゆる心配ごとに対し適切な助言、指導、援助を行いました。また、その他必要な相談に応じることにより住民福祉の向上に資することができました。

(1)相談所開設日時

安中本所心配ごと相談所：第2木曜日 午前9時～午前11時30分

(2)相談件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
安中本所	0	0	3	2	1	2	0	1	1	0	1	1	12

4. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者等で判断能力が十分でない方が、地域で安心して日常生活が過ごせるように、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどを生活支援員が援助・代行し住民福祉の向上を図りました。

(1)生活支援員 37名(民生委員、学識経験者等)

(2)新規契約件数 15件

(3)実利用者数 71件(令和6年3月現在)

累計契約件数(令和6年3月現在)

	認知症	知的	精神	合計
(在宅)	16	9	3	28
(施設)	11	4	4	19
(病院)	7	1	1	9
(グループホーム)	1	10	4	15
累計契約件数	35	24	12	71

(4)研修・会議等

- ・専門員新任者研修会Ⅰ
- ・専門員新任者研修会Ⅱ
- ・基幹社協専門員連絡調整会議2回
- ・専門員等研修会

- ・専門員等研修会Ⅱ
- ・専門員連絡会西部ブロック会議3回
- ・支援者のための成年後見制度勉強会(Web配信)

5. 安中市権利擁護センター事業

安中市より委託を受け、認知症や障害等により判断能力が十分でない方の不動産や預貯金等の財産管理や福祉サービスの契約を支援する制度の促進に努めました。年4回成年後見制度利用促進協議会委員と協議及び連携を図りながら「安中市権利擁護センター」の運営を行い、成年後見制度の利用促進を進めました。

また、パンフレットを関係機関配布し制度周知を図りました。さらに、群馬弁護士会の協力を得て、成年後見制度専門職相談を月一回行い、住民のニーズに対応しました。職員のスキルアップのため厚生労働省の研修等に参加し事業理解を深化させ、他事例を学び資質向上を図りました。

(1) 相談援助延べ件数(問い合わせ・相談援助件数)

内容		本事業の利用に関するもの			合計
		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	
相談援助件数		94	19	10	123
内訳	初回電話相談のみで終了	13	14	8	35
	2回目以降の相談(延べ)	81(10)	5(2)	2(1)	88(13)

(2) 会議・研修等

- 成年後見制度利用促進協議会担当者会議 11回
- 成年後見制度利用促進事業ワーキンググループ 4回
- 成年後見制度利用促進事業協議会定例会 3回
- 成年後見制度利用促進事業協議会総会 1回
- 各地区民生委員児童委員協議会情報交換出席 19回
- 認知症力フェ成年後見制度講座
- 民生委員児童委員協議会総会成年後見制度講座
- 成年後見制度アドバイザー派遣
- 令和5年度 成年後見制度市町村長申立研修
- 成年後見制度利用促進事業圏域別情報交換会(西毛)
- 令和5年度 成年後見制度利用促進体制整備研修【基礎研修】
- 支援者のための成年後見制度勉強会

(3)専門職相談開設日時

毎月第1金曜日 午後1時30分～午後3時30分(予約制2名まで)

相談件数 * (R)リモート

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数 (R)	0	2	1	2	0	0	2	1	1	1	0	2	12 (0)

6. 法人後見事業

認知症高齢者や障害がある方など意思決定が困難な方の財産管理や福祉サービス等の契約を法人(社会福祉協議会)として、成年後見人、保佐人、補助人となって安心して生活を送れるように支える事業を展開しました。

当会が成年後見人等になることで成年後見人等の財産管理や身上保護を行い、その権利擁護を図りました。また、法人後見運営委員会(弁護士、司法書士、社会福祉士等で構成)に諮り、家庭裁判所に申し立てをし補助人に選任されました。

(1)法人後見運営委員会 2回

(2)受任数 補助人 1件